

定款施行細則 一般社団法人日本在宅血液透析学会 会員規程

(会員の種別と会費)

第1条 会員種別 (一部定款第6条の再掲)

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
2. 施設会員 この法人の目的に賛同して入会した医療施設又は診療科等
ただし、施設代表者1名は正会員と同様の扱いとする。
3. 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
4. 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、社員総会（以下「総会」という）において承認された者

第2条 会員の種別毎の年会費は下記の通りとする。いずれも入会費は徴収しない。

1. 正会員 2,000 円
2. 施設会員 10,000 円
3. 賛助会員 一口 50,000 円 (一口あたり口数上限なし)
4. 名誉会員 免除

(会員の特典)

第3条 会員種別による特典は以下とする。

1. 正会員
 - ① 学会での筆頭演題発表が可能
 - ② 学会誌への筆頭著者論文掲載可能
 - ③ 学会会員専用 HP へのアクセスが可能
 - ④ 今後学会が開発する様々なサービスを利用することができる。
2. 施設会員
 - ① 当該施設の代表者1名は正会員と同等の資格を得る。
 - ② 当該施設に所属するスタッフは、学会での筆頭演題発表が可能
 - ③ 当該施設に所属するスタッフは、学会誌への筆頭著者としての原著論文の掲載はできない。ただし、学会抄録集は除く。
 - ④ 当該施設に所属するスタッフは、正会員特典④は該当せず。
 - ⑤ 学会 HP 上に掲載する。
3. 賛助会員
 - ① 学会会員専用 HP へのアクセスが可能
 - ② 年次学術集会等学会が主催する企画に、賛助会費1口につき2人の無料参加ができる。
 - ③ 学会 HP 上で敬意を表する。

4. 名誉会員

- ① 学会での筆頭演題発表が可能
- ② 学会誌への筆頭著者論文掲載可能
- ③ 学会会員専用 HP へのアクセスが可能
- ④ 学会が配布するコンテンツを利用することができる。
- ⑤ 年次総会の参加費は免除される。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会決議において別途定めるものとする。

付則

この規定は、2020年12月1日から試行する。

2020年11月29日 総会決議